

○北九州市立文学館管理要綱

北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号。以下「条例」という。)並びに北九州市立文学館規則(平成18年北九州市教育委員会規則第9号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、北九州市立文学館(以下「文学館」という。)の管理運営に関し、必要な事項を次のとおり定める。

(入館の制限)

第1条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

- (1) めいていしている者
- (2) 陳列品を汚損し、若しくは他人の迷惑となるおそれがある物品又は動物の類を携帯している者
- (3) その他管理上支障があると認める者

(暴力団等の使用の制限)

第2条 教育委員会は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員若しくは同条第2号に規定する暴力団と密接な関係を有する者による暴力団を利用する目的での使用は許可しない。

2 教育委員会は、前項に定める事項に該当すると判明した場合には、使用の許可を取り消すものとする。

(特別研究)

第3条 文学館の陳列品等について特別の研究をしようとする者は、館長の承認を受けなければならない。

(寄贈又は寄託)

第4条 文学館に資料等の寄贈又は寄託をしようとする者は、市長に申し出てその承諾を受けなければならない。

(貸出し)

第5条 文学館資料の貸し出しを受けようとする者は、市長の承諾を受けなければならない。

(使用料の減免)

第6条 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和47年北九州市条例第8号)第5条の規定に基づき、別表第1に定めるところにより使用料を減免する。

(使用の条件)

第7条 館長は、管理上必要があると認めるときは、条件をつけて使用を許可することができる。

(使用者の守るべき事項)

第8条 使用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 許可なくして物品を販売しないこと。
- (2) 定められた場所以外で火気を使用しないこと。
- (3) 許可なくして壁、柱等にはり紙、釘打ち等をしないこと。
- (4) 許可を受けた施設及び設備以外のものを使用しないこと。

(入館者の守るべき事項)

第9条 入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 定められた場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (2) みだりに騒音を発するなど他人に迷惑をおよぼす行為をしないこと。
- (3) 陳列品にふれ、又は陳列品をき損するような行為をしないこと。
- (4) 定められた場所以外に出入りしないこと。

(職員の立入り)

第10条 使用者は、職員が職務上立ち入るときは、これを拒むことができない。

(諸様式)

第11条 文学館の使用に関する諸様式は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| (1) 使用申請書・許可書 | 第1号様式 |
| (2) 寄贈申込書 | 第2号様式 |
| (3) 寄贈資料受納書 | 第3号様式 |
| (4) 寄託申請書 | 第4号様式 |
| (5) 資料受託書 | 第5号様式 |
| (6) 資料借用申請書 | 第6号様式 |
| (7) 資料貸出承諾書 | 第7号様式 |
| (8) 特別研究申請書 | 第8号様式 |
| (9) 特別研究許可書 | 第9号様式 |

この要綱は、平成18年11月1日から適用する。

付 則(平成23年7月1日教育長決裁)

この要綱は、平成23年8月1日から適用する。

付 則(平成24年4月27日市民文化スポーツ局長決裁)

この要綱は、平成24年5月1日から適用する。

付 則(平成24年9月28日市民文化スポーツ局長決裁)

この要綱は、平成24年10月1日から適用する。

付 則（平成31年3月26日市民文化スポーツ局長決裁）

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表第1（第6条関係）

区 分	減免割合等	備 考
1 療育手帳を所持する者及びその付添人	10 割	
2 身体障害者手帳を所持する者及びその付添人（障害の程度1級～4級に限る）		
3 精神障害者保健福祉手帳を所持する者及びその付添人		
4 公的機関が発行した北九州市、下関市、福岡市、熊本市又は鹿児島市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名及び生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード等）を所持する者	2 割	
5 その他教育委員会が特に必要と認めるとき	10 割以内	

注 減免を適用した観覧料については、10円未満を切り捨てるものとする。

その他教育委員会が特に必要と認めるときは以下のとおりとする。

1 北九州市内の小中学校等の児童・生徒が学校教育等で引率者とともに観覧するとき（引率者を含む）	10 割	
2 子ども総合センターの職員引率により観覧する児童（引率者を含む）		
3 市内の知的障害者福祉法施設の生徒・引率者		
4 公共機関の公用		
5 外国人の公用		
6 報道関係者取材		
7 文学館関係者		
8 博物館関係者		

9 学校教育者が教育活動の一環として観覧するとき		
10 市が主催する生涯学習事業の一環として観覧するとき		
11 こども文化パスポートを所持する者		・夏休み期間に限定
12 「わらべの日」優待券を所持する者		・中学生以下 ・毎月第2日曜日のみ ・教育・企画課の所管事業
13 特別企画展を観覧した者が常設展を観覧するとき		1回の入館につき1回の減免
14 北九州市立松本清張記念館を観覧した者	2割	1回の入館につき1回の減免

*1の小中学校等には、北九州朝鮮初級学校、九州朝鮮中高級学校中級部、特別支援学校(盲聾学校、養護学校)の小学部、中学部、高等部を含む。

*減免を適用した観覧料については、10円未満を切り捨てるものとする。